

アンジュールはフランス語で「ある日」という意味。一人ひとりの「ある日」を紡いでいきたいという願いを込めた情報紙です。



記念月間オープニングセレモニーで行われた「男女共同参画都市あおりシンボルマーク」表彰式
(平成25年10月6日 青森市男女共同参画プラザ「カダール」、AV多機能ホールにて)

特集

〜男女共同参画都市宣言から
シンボルマーク誕生まで〜



「男女共同参画都市宣言」から17年、毎年10月開催の「記念月間」をつむいで、今年、青森市の男女共同参画シンボルマークができました。日常生活のなかにある、仕事・家族・家事・育児・介護などについて、問題意識をもって考えてみませんか。そして、「気づき」のなかから自分らしい一歩をふみだしてみませんか。



「男と女、力を合わせて…」

シンボルマーク優秀賞受賞者

そうまかたろう 相馬栞太郎さん (88歳) にお聞きしました。



青森市の男女共同参画シンボルマークに採用されましたが、マークにはどんな思いがありますか？
マークは、青森市の「A」の文字と、男女の顔をイメージし、人が上を見ている感じを表しています。どんなに困難があっても、上を向き、希望を持って歩もうという意味です。三角(A)の中の男女の顔の、口元だけは小さくしました。口は災いの元ですから(笑)。
「このマークに期待することを教えてください。」
昔は亭主関白とか、かかあ天下とかいろいろあったでしょ。今はやっぱり、男と女がお互いに力を合わせて協力していくという心構えが必要じゃないかなと思います。そして、力強く、男女の人権を尊重し、苦楽をともにしながら青森の未来を創っていく。このマークから、そんな社会づくりのお手伝いができればいいなと期待しています。

「男女共同参画都市」青森宣言

私は私を大切に思うのと同じ重さであなたを大切に思う

性別を超え 世代を超え 人と協調し 人を信頼できる 誇り高い人間でありたい

すべての人の自立と平等をめざして 青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成28年10月22日 青森市

改正 ストーカー規制法とデートDV

ニュースの



2013年10月3日に改正ストーカー規制法が全面施行され、警察はより広い範囲で加害者に警告できるようになりました。主な改正点として、執拗なメールをつきまとい行為に追加しています。

若者たちはSNS(ソーシャルネットワークサービス)を利用して、遠く離れた地域の人と交流し、時には交際につながることもあります。そのため、交際相手の生活状況が見えにくく、加害者に対する適切な警告が難しい場合が予想されます。

改正直後の10月8日「三鷹女子高生ストーカー殺人事件」の2人の出会いもインターネット上の交流サイト「フェイスブック」でした。

社会の変化に対応した法律はもちろんですが、被害者、加害者にさせないための、予防啓発が必要ではないかと考えさせられる事件でした。

9月の青森市議会では、市内の中学校に在籍する生徒に対してのデートDV 予防啓発教育と、勤務する教諭・養護教諭に対してのデートDV に関する研修の実施を求める請願が採択されました。これからの取組みに期待します。

◆カダールでは県立保健大学教授:佐藤恵子さんを講師に迎え、講座「法で知るDVとストーカー〜ここが変わる改正ポイント〜」を、12月10日(火)13:30~15:30 まで開催します。身を守る方法や被害者支援のためにできることを考えてみませんか？

分かります。

(塚本)

「賃金の男女格差」

男性の一般労働者の平均賃金を100とした時 女性の平均賃金水準は

2000年 65.5
2012年 70.9

(厚生労働省「賃金構造基本統計検査」)

「非正規の社員・従業員比率」

2000年 男性 15.0% 女性 49.3%
2012年 男性 19.7% 女性 54.5%

(総務省「労働力調査」)

<発行>

青森市市民生活部市民協働推進課 男女共同参画室
〒030-8555 青森市中央1-22-5
☎ 017(734)2296 FAX 017(734)5232

<編集スタッフ>

塚本艶子(ネットワークA・L)、赤屋敷ひと美(NPO法人ウィメンズネット青森)、佐藤和子・阿部美智子(NPO法人あおり男女共同参画をすすめる会)

●転載希望の方はご連絡ください。

●女性の悩み相談カダール相談室●

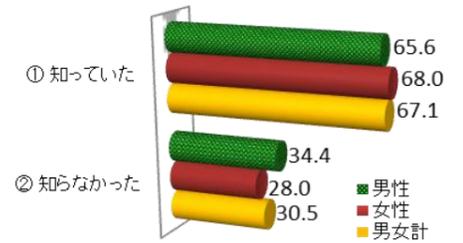
パートナーからの暴力の悩み、自分自身の生き方や家庭のことで相談など、女性相談員が応じます(面接相談・電話相談)。ひとりで悩まず、ご相談ください。
【時間】休館日(毎月第2水曜日)を除く毎日9:00~22:00
【場所】青森市男女共同参画プラザ「カダール」 ※お話を傾聴するため、事前に相談日時等についてご相談ください。
【お問合せ】☎017-776-8858 (休館日を除く9:30~21:00受付)

みんなの アンケート

テーマは、「ワーク・ライフ・バランス」

記念月間中に催された行事の参加者による集計結果です。

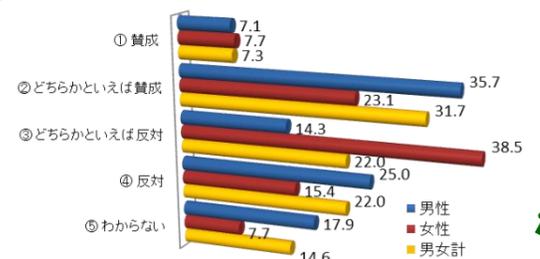
1 ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか



N=82 (20~70代男女) 単位 %

6割以上の人が知っている!

2 夫は外で働き、妻は家庭を守るべき



N=41 (10~30代男女) 単位 %

意外と多い賛成派!

インタビュー VIEW (びゅう)

ワーク・ライフ・バランスの視点で見よう

◆女性のワーク・サイクルは、正規雇用でスタートした女性が結婚、出産・育児、介護を機に非正規に移行または離職する、という従来の選択パターンが続いており、再就職は難しく、はじめから非正規雇用を余儀なくされている現実があります。
◆ワーク・ライフ・バランスは、男女の働きかたがベースになり賃金・報酬は重要な部分を占めています。多様な働きかたを実現して行くことが大切です。
◆女性の活躍/教育、能力開発とスキルアップ・意志決定の場への進出などがキーポイントです。社会の動きや就労形態、賃金など多面的な問題意識を持つことの必要性を次のデータは示しています。

・・・青森市の男女共同参画拠点施設・・・

* 青森市男女共同参画プラザ「カダール」

(青森市新町1-3-7 アウガ5・6F)
【開館時間】 9:00~22:00
【休館日】 毎月第2水曜日
【電話】 017(776)8800
【FAX】 017(776)8828

* 青森市働く女性の家「アコール」

(青森市勝田1-1-2)
【開館時間】 9:00~22:00
【休館日】 毎月第2日曜日
【電話/FAX】 017(723)1700

記念月間事業のあゆみ



青森市では、平成8年の「男女共同参画都市宣言」を記念して、翌年から毎年10月を男女共同参画都市宣言記念月間としています。

平成(西暦)	回数	おま内容
平成8年(1996年)		「男女共同参画都市」青森宣言
平成9年(1997年)	第1回	テーマ「地球市民交響楽あおもり第三章 ～あなたがいる私がいる～」 講演「この百年間で男女は本当に平等になったか？」講師:林望(東京芸術大学助教授)など
平成10年(1998年)	第2回	「全国男女共同参画宣言都市サミット」として開催。基調講演「私の人生 私がデザイン」講師:樋口恵子(東京家政大学教授)、朗読劇「男なるもの女なるもの」など
平成11年(1999年)	第3回	テーマ「あおもり発 21世紀行き 男(ひと)と女(ひと) ～すべての人の自立と平等をめざして～」 ワークショップ「私の望む介護～高齢化社会を考える～」、「子育ては男(ひと)と女(ひと) ～手をつなぎみんなで伸ばそう若い芽を」
平成12年(2000年)	第4回	テーマ「あおもり発 21世紀行き 男(ひと)と女(ひと) — 日本女性会議 2002 in 青森への扉を開く—。青森男女共同参画社会を考える市民フォーラム
平成13年(2001年)	第5回	男女共同参画社会づくりを考える市民フォーラム 2001 PART I 基調講演「思慮深いまなざしを育むために」講師:神津十月(エッセイスト)、詩の朗読など
平成14年(2002年)	第6回	「日本女性会議 2002 あおもり」として開催 テーマ「私は私を大切に思うのと同じ重さであなたを大切に思う」 記念講演「男女共同参画社会基本法 ～ジェンダーからの解放 社会システムの再構築を～」講師:大沢真理(東京大学社会科学研究所教授)、「平和・平等 ～地球市民としての私たち～」講師:辛淑玉(しん・すご 人材育成技術研究所所長)など
平成15年(2003年)	第7回	シンポジウム「あなたも私も大切に ～いきいき輝く男女共同参画の都市(まち)～」 パネリスト:江原由美子(東京都立大学教授)、竹内慎司(青森商工会議所青年部副会長)、洞内互(青森ヒューマンシステム(株)代表取締役) コーディネーター:白井壽美枝(青森市男女共同参画社会づくりをすすめる会会長)など
平成16年(2004年)	第8回	テーマ「わたしからあなたへ そして社会へ」 市民フォーラム Part1 トークセッション「女に生まれてハッピー? 男に生まれてラッキー?」ファシリテーター:細谷実(関東学院大学教授)など
平成17年(2005年)	第9回	テーマ「101(ワン オンリー ワン) かけがえのないあなた そしてわたし」市民フォーラム「次世代のためのパートナーシップ～家事する男はカッコいい!!」講師:百世瑛衣子(ももせ・えいこ ジェンダー研究家)など
平成18年(2006年)	第10回	テーマ「宣言から10年 未来へつなげよう私の思い ～20世紀の伝言～」 10周年記念講演会「赤松良子が語る 平和・平等」講師:赤松良子(国際女性の地位協会会長)など
平成19年(2007年)	第11回	テーマ「幸せになろうよ(´▽`)」 乳がんについての啓発フォーラム 記念講演「あなたとあなたの大切な人のために」講師:栗田武彰(くりたクリニック院長)・音無美紀子(女優) コーディネーター:堀内美穂(副実行委員長)など
平成20年(2008年)	第12回	分科会1 語り継ぐ～売春防止法、男女別定年制、そして今～ 分科会2 あれから12年 再び問う りんごの皮は誰がむくの? 分科会3 仕事生活? 家庭生活? ～ワーク・ライフ・バランスの現実～
平成21年(2009年)	第13回	フォーラム「農林漁業と女性たち～キラッとひかるオンナの知恵」PR 展示 & 大試食会、トーク in トーク
平成22年(2010年)	第14回	テーマ「つなぐ」 シンポジウム「男女(ひと)を変え、地域(まち)を変え」ゲスト:高樋忍(一級建築士)、アスパム乳がん啓発ピンクライトアップなど
平成23年(2011年)	第15回	これからの男女共同参画を考えるシンポジウム 基調講演「誰かの幸せが、ほかの誰かの幸せになるように」講師:落合恵子(作家)、パネルディスカッション、カダール de お祭り
平成24年(2012年)	第16回	DVアニメ「パパ、ママをぶたないで」上映会・ワークショップ、展示「人身取引—2,100万人の涙。」など
平成25年(2013年)	第17回	オープニング シンボルマーク表彰式、ワーク・ライフ・バランス、ポジティブ・アクションの普及促進シンポジウムなど

特集

平成25年度青森市男女共同参画都市宣言記念月間

男女共同参画都市宣言からシンボルマーク誕生まで



平成7年、国連「第4回世界女性会議・NGOフォーラム北京 '95」がアジアで初めて開催され、青森市は4名を派遣しました。翌、平成8年10月には、「男女共同参画都市」青森宣言を行い、以降、毎年10月は「記念月間事業」を行っています。世界女性会議のグローバルな潮流は、「日本女性会議 2002 あおもり」につながり、昨年10月には青森市男女共同参画プラン、今年10月にはシンボルマークができました。

青森市は、男女共同参画プランに基づき、「ワーク・ライフ・バランス、ポジティブ・アクションの普及促進」を図っていきます。 ワーク・ライフ・バランス、ポジティブ・アクションの普及促進

10/5 土 オープニングイベント ～仕事も趣味も楽しもう～ 女性たちのライフ・ステージ

今年の男女共同参画都市宣言記念月間事業のひとつは、「ワーク・ライフ・バランス」の普及促進です。言葉の意味をユーモラスに表現した男性グループによる寸劇と、仕事に趣味にと活躍し、楽しく生活している3人の女性たちの体験発表がありました。

寸劇



「ワーク・ライフ・バランスってなに?」 「カダール」講座「男の生き方塾」 受講生 OB による熱演!

体験談



伝統芸能を守る! ねぶた囃子と職場の仲間 小田原美幸さん



農業と地域活動 舞踊を楽しみながら 白戸きぬゑさん



生活の中での ベリーダンス 菊池賢子さん

10/25 金 シンポジウム ～暮らし方、働き方を見直すチャンスに!～

第1部 基調講演 第2部 パネルディスカッション

～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて～

仕事と生活の調和を図っていくことが、結婚、出産、育児不安の解消につながります。一方、介護のために離・転職をする人が、40～50代では、男女を問わず問題になっています。従業員のそれぞれのニーズに配慮した職場づくりをすることで、優秀な人材の確保ができ、生産性向上を図ることができます。人材活用や職場の活性化、業務改善のひとつにもつながるため、経営戦略の重要な柱としてワーク・ライフ・バランスに取り組むことが大切です。(講演より一部抜粋)

パネルディスカッションの様子。



産休に入った社員の自宅に、会社負担でFAXをつけ、連絡を取りやすい環境を整えた結果、ビジネスにつながる情報を得られた事例が紹介されました。

みちのく銀行の「ダイバーシティ推進チーム」スマイリリーズでは、女性の視点でお客様へのサービスを検討、職場環境の整備に取り組んでいます。

男性育休取得者の体験談では、先輩育休取得者の休業中のサポートをして得た経験が、自身の仕事に活かされたことなどが、取得決断の一因となったことが語られました。

講演する青森労働局 雇用均等室長 鈴木千賀子さん



記念月間中の主なイベント



大きなピンクリボンの木設置の様子

ユニセフポスター展 「子どもの権利」



「初の女性ねぶた師 北村麻子」 ～トークと映像でおくる挑戦の軌跡～

100人の手で作られたピンクリボンキルトのタペストリー



●ワーク・ライフ・バランス
誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らが希望するバランスで展開できること。仕事の充実と私生活の充実の好循環をもたらす、持続可能な社会の構築に不可欠とされている。

●ポジティブ・アクション (積極的差遣)
これまでの慣行や固定的な男女の役割分担意識などが原因で、女性の能力が十分に発揮されていない場合に、女性を積極的に登用したり、女性が働きやすい制度・環境を整備するなどして、男女間の格差を積極的に解消しようとする取組。
(青森市男女共同参画プランより抜粋)